

2021（令和3）年度第6回（通算第53回）理事会（臨時）議事録
一般財団法人国際法学会

1. 日 時：2022年2月12日（土） 13時～15時10分

2. 場 所：Zoomにより実施

3. 出席者：

理事19名中、18名

以下の出席者が対面またはWEBシステムZOOMにより参加した

（代表理事）兼原敦子

（理事）新井京

（理事）石田淳

（理事）植木俊哉

（理事）大平真嗣

（理事）小畑郁

（理事）玉田大

（理事）都留康子

（理事）寺谷広司

（理事）西谷祐子

（理事）塚原（西村）弓

（理事）瀧本正太郎

（理事）早川眞一郎

（理事）古谷修一

（理事）森肇志

（理事）森川幸一

（理事）森田章夫

（理事）山田哲也

（監事）佐野寛

（監事）真山全

（事務局）菅野直之、北村朋史、藤澤巖

4. 議事の内容

1) 報告事項

1 小田滋賞に関する件

2 その他

2) 議決事項

第1号議案 2022年度第1回（通算第29回）評議員会（臨時）招集に関する件

第2号議案 判例研究の取扱いに関する件

第3号議案 「一般財団法人国際法学会の委員会に関する規程」改正に関する件

第4号議案 判例研究委員会の構成に関する件

第5号議案 2022年度事業計画に関する件

第6号議案 2022年度（第125年次）研究大会に関する件

第7号議案 国際法外交雑誌第120巻・第121巻の編集状況に関する件

第8号議案 四学会国際会議・報告者に対する財政補助に関する件

第9号議案 アメリカ国際法学会年次大会におけるパネルに関する件

第10号議案 2022年度予算に関する件

第 11 号議案 新入会員の承認に関する件

第 12 号議案 その他

(1) 国際法外交雑誌の電子化に関する件

(2) 会計業務の一部移管に関する件

5 議事要旨

開催に先立ち、定款第 29 条 3 項に基づき代表理事が議長となった。定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき、定足数が確認され、議決に加わることができない議長を除く 17 名の理事が参加していることから、議決に加わることのできる理事 18 名の過半数（10 名）が出席していることが確認された。続けて、前回 2021（令和 3）年度第 5 回（通算第 52 回）理事会（臨時）の議事録の確認が行われた。

1) 報告事項

1 小田滋賞に関する件

森国際関係法教育委員会委員長より、資料に基づき、第 9 回小田滋賞の選考日程について報告がなされた。

2 その他

なし

2) 議決事項

第 1 号議案 2022 年度第 1 回（通算第 29 回）評議員会（臨時）招集に関する件

古谷事務局長より、資料に基づき、2022 年度第 1 回（通算第 29 回）評議員会（臨時）招集の提案がなされた。

以上の議事を経て、定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（議決事項の審議前に 1 名退出のため、16 名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 2022 年度第 1 回（通算第 29 回）評議員会（臨時）を下記の通り招集する。

開催日時：2022 年（令和 4 年）4 月 17 日 10 時より

場所：Zoom による会合

会議の目的、議案の概要

報告事項

1 2022 年度事業計画に関する件

2 2022 年度予算に関する件

3 その他

議決事項

第 1 号議案 理事の選任に関する件

第 2 号議案 その他

第 2 号議案 判例研究の取扱いに関する件

「判例研究」の取扱いに関する WG の森川主査より、前回理事会で設置が承認された「判例研究委員会」に関し、資料に基づき以下の提案がなされた。

(1) 「判例研究委員会」の構成と委員の任期について、委員会の構成は「国際判例部」7

名、「国内判例部」3名とする。「国際判例部」については、少なくとも立ち上げ時については、「国際司法裁判所判例研究会」の現メンバーを中心とし、他に若干の外部メンバーを加えて構成するのが望ましい。「国内判例部」についても、日本の国際法判例研究会の現メンバーが中心となるものの、データベース作成を若手会員に依頼することを前提にした場合にどのような委員構成が望ましいか、引き続き検討することとする。任期は通常2年とするが（当初の立ち上げ時は、6月評議員会まで）、委員会活動の継続性を考えて、当初は2期程度継続することが望ましい。他の委員会との委員の重複はありうる。

(2)「国際司法裁判所判例研究会」および「日本の国際法判例研究会」との関係（経過措置）については、「国際司法裁判所判例研究会」に関しては、たとえば2022年9月頃までは現状の制度の中で運用し、以後は新制度の中に取り込むなど、経過措置の内容について今後同研究会との間で協議する必要がある。「日本の国際法判例研究会」に関しては、現在準備段階の原稿は存在しないため、特段の調整の必要はない。

(3)判例選定に際しての他の研究会との関係については、判例研究を行なっているグループから外交雑誌に載せるべき判例について提案がある場合には委員会まで連絡されたい旨のアナウンスを、外交雑誌やHP等で行うことなどが考えられる。

(4)国際法外交雑誌との関係については、「判例研究」のカテゴリーを新設すべきである。「判例研究」というカテゴリーを新設する場合、国際法外交雑誌への直接の投稿は認めないという方針が確認されたので、投稿規程の改正は必要ないが、審査規程の改正が必要となる。執筆者名は個人名とし、両研究会での報告等を経たものであることなどは注記することにする。執筆要領では字数を定める必要があるが、15,000字程度を目安とすることが適当と考えられる。以上の事項の決定については、雑誌編集委員会での審議を経ることが必要である。また、「判例研究委員会」での対象判例の選定、執筆者の選考、外交雑誌執筆用の原稿の締切時期の計画等を雑誌編集委員会にどのような形で伝え、雑誌編集委員会の編集計画との調整をどのように図るかを考えておく必要がある。掲載分量の調整等もあるので、雑誌編集委員会の委員長ないし幹事がオブザーバーとして「判例研究委員会」に参加することが適切と考えられる。

(5)予算については、会議費・交通費以外に必要な経費として、「国内判例部」に関してはデータベースの作成を院生等に依頼する場合に謝金を支払う必要があり、予算化が必要となる。「国際判例部」についても、判例リストの作成や参考文献の収集等を院生等に依頼する可能性があり、その場合には謝金を支払うこととするのが適当である。

つづいて兼原代表理事より、上記(1)(2)(3)については本議決事項において決定すること、(4)については雑誌編集委員会でのさらに検討が必要な部分を除き本議決事項で決定すること、および(5)については本議決事項で決定のうえ第5号議案および第10号議案において審議されることにつき、補足説明がなされた。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（16名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 判例研究の取扱いに関し、雑誌編集委員会による審議が必要な事項を留保して、原案の通り承認する。

第3号議案 「一般財団法人国際法学会の委員会に関する規程」改正に関する件

古谷事務局長より、資料に基づき、「判例研究委員会」の設置に必要となる「一般財団法人国際法学会の委員会に関する規程」の改正の提案がなされた。理事より、規定の意味に関連して、「理事は委員長に就任することができる」と規定する規程第2条7項について、現状においては理事が委員長に就任している点につき確認が求められ、古谷事務局長より、現状においてはすべての委員長は理事が担当しているが、過去には理事でない者が委員長に就任した例はあるとの回答がなされた。また理事より、「この規定にいう判例研究委員会は、2022年4月1日をもって発足する」との附則の案文が提案され、他の理事の

賛同を得た。

以上の議事を経て、定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（16 名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 定款第 37 条 1 項および第 52 条 3 項に基づき、一般財団法人国際法学会の委員会に関する規程を下記の通り改正する。

一般財団法人国際法学会の委員会に関する規程

一般財団法人国際法学会理事会

2012 年 10 月 5 日

一部改正 2013 年 1 月 13 日

一部改正 2014 年 9 月 19 日

一部改正 2022 年 2 月 12 日

第 2 条 当法人の事業を推進するために、定款第 52 条 1 項に基づき、一般財団法人国際法学会（以下、当法人という。）に、ホームページ委員会、会員委員会、研究企画委員会、研究大会運営委員会、研究振興委員会、判例研究委員会、若手研究者育成委員会、雑誌編集委員会、国際交流委員会、アウトリーチ委員会、エキスパート・コメント委員会、国際法教育委員会を置く。

第 5 条 研究振興部は、国際関係法に関する有益な情報を収集、整理し、提供すること及び国際法判例を研究することを通じて、会員及び国際法の研究教育に資するとともに、国際関係法の若手研究者の育成に資する事業を行う。研究振興部には、研究振興委員会、判例研究委員会及び若手研究者育成委員会が所属する。

2 研究振興委員会は、国際関係法に関する有益な情報を、入手、整理して、会員及び社会に国際関係法に関する有益な情報を提供する。

3 判例研究委員会は、国際法に関する国際判例及び日本の国内裁判所における国際法判例を研究し、国際法判例に関する研究教育に資する情報発信を行う。

4 若手研究者育成委員会は、国際関係法の研究教育を奨励し、若手研究者育成のための環境を整備するために必要な事業を行う。

別表 I

委員会名	定員
ホームページ委員会	5 名以内
会員委員会	5 名以内
研究企画委員会	15 名以内
研究大会運営委員会	7 名以内
研究振興委員会	8 名以内
<u>判例研究委員会</u>	<u>10 名以内</u>
若手研究者育成委員会	10 名以内
雑誌編集委員会	18 名以内
国際交流委員会	10 名以内
アウトリーチ委員会	10 名以内
エキスパート・コメント委員会	10 名以内
国際法教育委員会	10 名以内

（附則）この規定にいう判例研究委員会は、2022 年 4 月 1 日をもって発足する。

第4号議案 判例研究委員会の構成に関する件

兼原代表理事より、判例研究委員会の構成について提案がなされ、また候補者からはすでに内諾を得ている旨の補足説明がなされた。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（16名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 判例研究委員会を下記の通り構成する。

委員長 森川幸一理事

委員 国際判例部 玉田大理事、許淑娟会員、中島啓会員、西村弓理事、北村朋史会員

国内判例部 水島朋則会員、徳川信治会員、竹内徹会員

第5号議案 2022年度事業計画に関する件

古谷事務局長より、2022年度事業計画（案）につき、資料に基づき提案がなされた。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（16名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 下記の通り2021年度事業計画（案）を承認する。

2022年度 事業計画（案）

一般財団法人国際法学会定款第4条各号に基づく本年度事業計画は以下の通り。

第1号 国際公法及び国際私法ならびに国際政治・外交史に関する諸問題の調査研究

1. 第4号に該当する研究大会における調査研究項目
2. 一般財団法人国際法学会の委員会に関する規程第5条2項に基づく研究情報入手及び整理の事業（国際関係法情報の更新）
3. 一般財団法人国際法学会の委員会に関する規程第5条3項に基づく国際法に関する国際判例及び日本の国内裁判所における国際法判例の研究ならびに研究教育に資する情報発信の事業
4. 一般財団法人国際法学会の委員会に関する規程第8条3項に基づくエキスパートコメント等の社会への情報提供の事業

第2号 当法人と目的を同じくする内外諸団体との連絡

1. 一般財団法人国際法学会の委員会に関する規程第7条2項に基づく国際交流活動
 - 4カ国交流の2022年度活動
 - 日韓交流の2022年度活動
 - 米国国際法学会2022年次会合における活動
2. 日本弁護士連合会その他団体との今後の協力事業

第3号 雑誌及び刊行物の発行

1. 機関誌『国際法外交雑誌』年4回発行
 - (1) 第121巻 第1号 2022年5月 発行予定
 - (2) 同 第2号 2022年8月 発行予定
 - (3) 同 第3号 2022年11月 発行予定
 - (4) 同 第4号 2023年1月 発行予定

第4号 研究会、講演会及び講習会の開催

1. 年次研究大会（第125年次）の開催

2022年9月5日(月)・6日(火)・7日(水)

グランシップ 静岡県コンベンションアーツセンター

2. 上記研究大会における小田滋 ICJ 判事記念レクチャーシリーズの開催

第5号 その他理事会において必要と認める事業

1. 小田滋賞の2022年度事業

2. 国際法模擬裁判アジアカップ2022の主催、ジェサップ国際法模擬裁判への協力

第6号議案 2022年度(第125年次)研究大会に関する件

小畑研究企画委員会委員長より、資料に基づき、2022年度(第125年次)研究大会について、前回理事会で承認された内容から特段の変更はない旨の説明がなされた。あわせて、小畑研究企画委員会委員長より、2月5日の応募締切時点で、「公募分科会A:個別報告」の応募が3件、「公募分科会B:パネル報告」の応募が2件あったが、さしあたり締切延長は行わず、まずはこれら締切内に提出された応募を審査する旨の提案がなされた。監事より、登壇者の所属等の変更の可能性につき注意喚起がなされ、小畑研究企画委員会委員長および兼原代表理事より、登壇者の所属等はプログラム印刷の段階で最終確認がなされる旨の説明がなされた。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事(16名)の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 2022年度(第125年次)研究大会に関する件につき、公募についての提案を含め原案の通り承認する。

第7号議案 国際法外交雑誌第120巻・第121巻の編集状況に関する件

濱本雑誌編集委員会委員長より、国際法外交雑誌第120巻・第121巻の編集状況につき説明がなされた。

【議決事項】 なし

第8号議案 四学会国際会議・報告者に対する財政補助に関する件

兼原代表理事より、欠席の明石国際交流委員会委員長に代わり、四学会国際会議・報告者に対する財政補助に関し、報告者1名につき10万円を補助する旨の提案がなされた。

あわせて兼原代表理事より、2022年8月開催予定の四学会国際会議の開催態様につき、以下の補足説明がなされた。会議を2022年8月に開催することはすでに決定済みであり、開催態様は2022年1月をめどに決定することが合意されていたが、今般、2月初めにアメリカ国際法学会次期理事長より開催態様について各学会の意向を回答するよう要請された。豪州・NZ国際法学会からは、4名のうち1名は勤務先の都合で8月に渡航できない可能性があるためハイブリッド方式を要望する回答があり、カナダ国際法学会からはまだ回答がなされていない。日本からの回答は現在検討中であり、登壇者4名の意向を確認したうえで迅速に回答する予定である。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事(16名)の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 2022年8月開催の四学会国際会議の報告者1名につき、10万円を財政補助する。

第9号議案 アメリカ国際法学会年次大会におけるパネルに関する件

兼原代表理事より、欠席の明石国際交流委員会委員長に代わり、アメリカ国際法学会年

次大会におけるパネルに関し、パネルの時間は90分を予定していたが、アメリカ国際法学会との折衝において60分とすることを強く助言されたことに鑑み、パネルの時間を60分に変更する旨の提案がなされた。あわせて兼原代表理事より、以下の補足説明がなされた。ASIL年次大会は対面で行われるが、ライブ・ストリーミングおよびビデオ提供も行われるので、日本の会員の便宜を考慮し、明石国際交流委員会委員長よりライブ・ストリーミングおよびビデオ提供の費用の見積もりをASILに依頼中である。日本パネルの200ワードのパネル紹介文をすでにASIL側に送付済みであり、紹介文およびライブ・ストリーミングなどの案内を大会プログラムに記載するようASILに依頼する予定である。また、2022年ASIL年次大会に合わせて開催予定の、諸国の国際法学会代表が集まる朝食会に兼原代表理事が対面参加の予定である。そこで、当該朝食会において、本年のパネル設置について謝意を示すとともに、次年度以降も協力を希望するが、2022年5月に日本国際法学会の理事会が開催されるので、そこでの審議と決定を受け、2023年も協力を実施したい場合には速やかにASILに連絡する旨、発言する予定である。また会員への周知のため、兼原代表理事および明石国際交流委員会委員長においてパネルについての紹介文を作成し迅速に国際法学会HPに掲載して、会員への周知をはかり、対面・リモートの出席を促す予定である。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（16名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 アメリカ国際法学会年次大会におけるパネルの時間を60分とすること及び今後のASILとの協議方針につき、原案の通り承認する。

第10号議案 2022年度予算に関する件

植木会計部長より、資料に基づき、2022年度収支予算（案）の提案がなされた。植木会計部長より、雑誌編集委員会に関する「原稿点検費」ならびに新たに設置される判例研究委員会に関する「国際法判例研究事業関係費」とその細目（「国際・国内裁判判例データ作成」、「判例研究・会議費」、「判例研究・交通費」、「判例研究・雑費」）が新たな支出項目として設けられた点および、アルバイト代を時給1,500円に設定した点について説明がなされた。

これに関連して、古谷事務局長より、公益目的支出計画に関し以下の補足説明がなされた。本学会は公益支出財産を令和17年3月31日までに使い切ることが求められており、内閣府の担当官からは再延長は極めて難しいとの見解が示されているため、事業の実施により毎年度400～500万円程度の赤字を計上していく必要がある。したがって、今後は、決算報告書において事業支出が400～500万円程度になっているか否か、理事および監事が毎年度確認していく必要がある。なお、2022年度予算案では事業の赤字が980万円程度となっているが、これは国際交流事業に関する臨時の支出によるものであり、植木会計部長との協議の結果、令和2年度の決算では赤字が少なかったこと等に鑑みて問題はないとの結論を得たが、執行において無駄な支出を控えることは勿論である。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（16名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 2022年度収支予算（案）を原案の通り承認する。

第11号議案 新入会員の承認に関する件

古谷事務局長より、資料に基づき、前回理事会以降、本理事会までの間の期間において、新入会の申請はなかったことが報告された。あわせて、古谷事務局長より香西茂名誉会員・名譽理事の逝去に弔意が示されるとともに、ご遺族のご意向に従い、理事会・評議員会等での報告、国際法外交雑誌への弔意の掲載を控えてきたが、2022年1月24日にご遺

族よりご逝去にともなう退会の連絡が学会支援機構にあったため資料に掲載した旨の報告がなされた。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（16名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

入会申請者=0名

退会希望会員=1名

理事会承認後会員数

870名（一般会員782名、学生42名、名誉39名、特別4名、終身1名、維持2件）

第12号議案 その他

（1）国際法外交雑誌の電子化に関する件

濱本理事より、資料に基づき、国際法外交雑誌の電子化に関し、①媒体、②費用、③著作権（人格権）処理、④作業実施体制の諸論点につき説明がなされた。引き続き理事・監事の間で意見交換が行われ、東京大学で保管している国際法外交雑誌のバックナンバーの取扱い、紙媒体の出版の継続の是非および紙媒体の出版を継続する場合の電子化の公開日程の問題、紙媒体には学会加入の誘因という意味や販売による収入源という意義がある点の考慮、これらを検討するための根本ともいえる問題として、電子化の目的の明確化などの論点が挙げられた。兼原代表理事より、意見交換を踏まえ、何のために電子化を行うのかという電子化の目的を最も根本的な論点として付け加え、濱本理事とも協議しつつ代表理事および事務局において引き続き検討する旨、議論の取りまとめがなされた。

【議決事項】 なし

（2）会計業務の一部移管に関する件

古谷事務局長より、資料に基づき、会計業務の一部移管に関し以下の提案がなされた。2019年4月に事務局業務を学協会サポートセンターから学会支援機構に移管した際、それまでいずみ会計事務所に委託していた決算書類と公益支出計画実施報告書の作成業務は学会支援機構が担うことになり、支援機構による同業務の実施が2020年4月から行われている。今般、会計部長との協議を踏まえ、決算書類と公益支出計画実施報告書の作成に万全を期し、また公益支出計画の着実な実行のために決済処理の確実な実施と会計状況に関する適切なアドバイスを得るため、決算書類と公益支出計画実施報告書の作成業務を学会支援機構への委託業務から切り離し、税務関係の業務と合わせていずみ会計事務所に一括して委託することを提案する。学会支援機構からはそのような処理が可能である旨すでに回答を得ている。提案が承認された場合には、2021年度決算業務から移管する予定である。引き続き、植木会計部長より、会計業務および税務業務の今後の安定的な遂行のためにいずみ会計事務所への委託が強く望まれる旨の補足説明がなされた。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（16名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 税務関係の業務と合わせて、決算書類および公益支出計画実施報告書の作成業務をいずみ会計事務所に一括して委託することを承認する。

以上をもって議案の審議が終了したので、15時10分に本理事会を閉会した。

以上